

ト取引によってフィリピン国内に販売する方法も考えられるものの、インターネット取引法の規制に留意する必要がある。また、2024年10月2日に成立した国内歳入法改正法により、国外からのデジタルサービスの提供に対しても付加価値税(VAT)が課されることとなったため、この点も遵守する必要がある。

(2) 拠点形態の選択

フィリピン国内に拠点を設置する場合、選択可能な形態は、現地法人、支店、駐在員事務所がある。いずれの形態についても、状況によって異なるが、おおむね設立までに6カ月程度は必要であり、毎年、会計外部監査を受ける必要があるため、監査法人との契約も必須となる。

① 現地法人

いわゆる子会社の設立であり、フィリピンにおいても比較的一般的な進出形態である。国内市場企業の場合は最低払込資本金の要件がある。一部外資規制が課される場合であっても、現地パートナーに一部株式を保有してもらうことにより、設置が可能である。

現地法人を設立する場合、取締役は原則2名以上が必要であるが、

フィリピン国内への居住は要件とされていない。ただし、取締役は最低1株を所有する必要がある。

このほか、フィリピン国内居住が要件となる財務役(Treasurer)、フィリピン国内居住かつフィリピン国籍が要件となる会社秘書役(Corporate Secretary)の選任が必要となる。

② 支店

支店の場合、後述の駐在員事務所とは異なり営業活動が可能である。他方で、国内市場企業の場合、子会

社と同様、20万USDの国内送金が必要となる。しかし、現地法人とは異なり、外資規制が課される業種の場合、支店での進出は不可である。

支店については、現地に居住代理人を置く必要がある。

③ 駐在員事務所

駐在員事務所は、3万USDの国内送金で拠点設置ができるというメリットがある反面、国内での営業活動は認められておらず、情報提供、販促活動および製品の品質管理のみが認められる。

駐在員事務所についても現地に居住代理人を置く必要がある。

難波 泰明(なんば・やすあき)
One Asia法律事務所大阪オフィス
フィリピンチームパートナー 弁護士
アジア ESG/SDGsプラクティスグループ
リーダー。フィリピン進出日系企業を中心に、各種企業法務、M&A、企業進出・撤退、紛争案件などのリーガルサポートを提供。日本では、企業法務のほか、刑事事件、自治体の包括外部監査にも従事。その他、環境法務も担当。2024年APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer受賞。

第4章

規制は比較的緩やかで外資100%出資可能なマレーシア進出時における法規制の留意点

One Asia 法律事務所
弁護士 橋本 有輝

【この章のエッセンス】

●マレーシアの外資規制は緩やかであり、流通・サービス業、製造業、建設業は外資100%出資が可能である。

●このうち流通・サービス業では、約半年〜9カ月程度の期間を要するものの、100万リンギットの資本金さえあれば、VISAを取得できる。

マレーシアへの進出の形態

マレーシアに進出する際の、一般的な方法は、業務提携や現地法人の